

質 問 回 答

2018年12月10日

「(案件名)ニジェール国農業普及システム改善プロジェクト」(公示日:2018年11月28日/公示番号:180440)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	C/P の定義について	<p>業務指示書 14 頁(7)関係官庁・機関においては、 責任機関:農業畜産省 実施機関:農業畜産省農業総局普及局(DVTT) 協力機関:農業実践開発大学校(IPDR)およびニアメ特別区農業局(DRA) とされておりますが、C/P は、上記責任機関、実施機関、および協力機関の全職員を含むと考えてよろしいでしょうか。 また、地方の農業局職員は、責任機関の配下としてC/P という定義でよろしいでしょうか。</p>	<p>実質的なぎみのる技術移転対象のC/P 機関は、DVTT、IPDR、DRA(ニアメ特別区のみ)の3機関です。農業畜産省はプロジェクト責任機関としての位置づけであり、またニアメ特別区以外の州の農業局職員はC/P 機関としては位置付けていません。</p>
2	C/P の旅費等	<p>上記の質問に関連して、業務指示書 20 頁(13)にありますように、C/P の旅費等(交通費、宿泊費および日当)についてはニジェール側負担とするということから、地方農業局の職員をニアメに召集して研修等を実施する際も、旅費等は先方負担という理解でよろしいでしょうか。研修等の実施においては、プロジェクトは会場借上げ費や必要な文房具類等の経費のみの支弁として、研修等参加C/Pの旅費等は、先方負担と</p>	<p>ご理解のとおり、C/P としての位置付け有無にかかわらず、政府職員の旅費等は、原則すべてニジェール政府負担となります。一方、ニジェール政府の財政状況等によりプロジェクトで負担せざるを得ない場合に備え、以下4を参照の上、<u>必要経費を別見積で計上してください。</u></p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		<p>いう理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、業務指示書 20 頁(14)において、安全対策として、IPDR の職員をニアメに呼んで活動を行うなどの対処が示されておりますが、この場合の IPDR 職員も C/P ということから、ニアメまでの IPDR 職員の交通費等は先方負担という理解でよろしいでしょうか。</p>	
3	C/P 以外の旅費等	<p>C/P 以外の関係者を研修等に召集する場合は、必要に応じて旅費等の支払いは、プロジェクトが負担するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
4	旅費等の見積もり	<p>ニジェール C/P の旅費等はニジェール側が負担するという前提で見積りを行いますが、ニジェール側の予算が確保されない場合は、先方との協議によりプロジェクトからの支出を行うことになるケースも想定されますでしょうか。その場合、契約変更にてその費用を認めていただける、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ニジェール政府職員の出張旅費をプロジェクトから支出せざるを得ない状況となる場合に備え、片道 50km を超える移動の場合について、以下の単価を参考に別見積にて計上してください。</p> <p>日当 : 3,500FCFA 宿泊費 : 25,000FCFA (ニアメ市内) 20,000FCFA (ニアメ以外)</p>
5	研修講師代	<p>配布資料「詳細計画策定調査報告書」によると、IPDR は、外部組織からの研修委託費用が、一つの収入源となっているとのことです。本プロジェクトでは IPDR が実施する研修が活動に含まれていますが、IPDR が講師を務めて実施する研修に対しても C/P 機関ということから、プロジェクトは費用負担を行わないという理解</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

通番号	当該頁項目	質問	回答
		で良いでしょうか。	
6	車両借り上げ	「プロジェクト活動に必要な車両2台(4WD)を、2019年3月を目処にJICA ニジェル支所にて新規調達予定である」と業務指示書に記載されておりますが、業務実施体制を検討した結果、追加の車両が必要と想定される場合には、車両借上費を計上することは認めていただけますでしょうか。	追加車両が必要な場合、 <u>車両借上費を本見積りに計上してください。</u>
7	戦争特約付保	功労金制度に関して、コロ市は別表 A の戦争危険負担特約の対象エリア、ニアメ市は別表 B の基本保険のみのエリアに該当すると理解しておりますが、日本人専門家のニアメ市からコロ市への移動について、業務指示書では日帰りが前提となっておりますが、日帰りの場合に戦争特約保険の計上が可能でしょうか。	コロ市への移動に関し、 <u>日帰りの場合においても、戦争特約保険の計上は可能です。</u>
8	業務指示書 18 ページ 5. 実施方針及び留意事項 (7)ニアメ特別区での普及活動を通じた普及サービスの構築(成果4) ア)普及サービス構築の基本方針	「本プロジェクトでは、FFS をベースとしつつも、SHEP アプローチの知見も取り入れた新たな農業普及サービスの確立を行うこと」とあります。これは、農業省が正式かつ唯一の普及マニュアルとして採用している FFS の一連の流れ(システム、制度、フレームワーク)を大きく変えることなく、この FFS の流れに SHEP アプローチを組み込むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ニジェルでは現在農業普及サービス活動の国家プログラムである FFS の流れと枠組みを活用しつつも、農業普及は販売までをカバーして農家支援を行う必要があることから、本案件では特に SHEP アプローチに注力し、既存の FFS の枠組みを活用して全国展開し、SHEP を取り込むことで農業普及を改善するというイメージです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
9	業務指示書 19 ページ 5. 実施方針及び留意事項 (8) 市場志向型農業の農業普及政策への反映(成果 5) および 業務指示書 24 ページ 6. 業務の内容 (14) 農家への指導用普及パッケージ(普及マニュアル・ツール)の作成支援	「普及ガイドライン(19 ページ)」および「農家への指導用普及パッケージ(普及マニュアル・ツール)の作成支援(24 ページ)」に関して、作成物の印刷も業務に含まれるでしょうか。含まれる場合には、想定される部数があればご教示ください。	作成物の印刷も本見積りに含めてください。部数は 普及ガイドライン：10 部 普及パッケージ：100 部 としてください。 また、普及パッケージを紙媒体ではなく、別の IT ツールで作成する場合は、必要経費を計上してください。

以 上